

I P 通信網サービス契約約款 別冊（ドットフォンサービス） 【現改比較表】 2020年3月31日現在

～2020年4月30日

2020年5月1日～

目次

第1条～第47条（略）

別記～料金表（略）

目次

第1条～第47条（略）

[第48条 ドットフォン契約者に対する通知](#)

別記～料金表（略）

～2020年4月30日	2020年5月1日～
<p>第1条～第47条（略）</p>	<p>第1条～第47条（略）</p> <p><u>(ドットフォン契約者に対する通知)</u></p> <p><u>第48条 ドットフォン契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとしします。</u></p> <p><u>(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとしします。</u></p> <p><u>(2) ドットフォン契約者がドットフォン契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たドットフォン契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとしします。</u></p> <p><u>(3) ドットフォン契約者がドットフォン契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たドットフォン契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとしします。</u></p> <p><u>(4) 当社がドットフォン契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとしします。</u></p> <p><u>(5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとしします。</u></p>
<p>別記～料金表（略）</p>	<p>別記～料金表（略）</p>